

仁淀消防組合告示第1号

消防法施行令(昭和36年政令第37号)第35条及び第36条の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定するものを次のように定める。

平成31年3月7日

仁淀消防組合消防長 濱谷 良八



消防法施行令の規定に基づき消防長が指定する防火対象物について

(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定)

- 1 消防法施行令第35条第1項第3号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、同令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの。

(消防設備士等に点検させなければならない防火対象物の指定)

- 2 消防法施行令第36条第2項第2号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、同令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。